

平成26年度 自己点検・評価報告書

平成27年5月1日現在

京都美術工芸大学

目 次

1. 大学の教育理念・目標等	1
1-1 大学（学部）の教育理念・目標の設定	
1-2 教育理念・目標の点検・見直し	
1-3 大学（学部）の将来構想	
1-4 教育研究の活性化・充実のためのこれまでの取組	
1-5 教育研究上の基本組織	
2. 教育活動	7
2-1 学生の受入れ	
2-2 学生定員の充足状況	
2-3 編入学の方針と状況	
3. 学生生活への配慮	10
3-1 奨学金制度	
3-2 学生生活相談	
3-3 課外活動	
4. カリキュラムの編成	13
4-1 カリキュラムの編成方針と教育理念・目標との関係	
4-2 カリキュラムの編成及び見直しの方法・体制	
5. 教育指導の在り方	18
5-1 授業科目ごとの授業計画（シラバス）の作成状況	
5-2 カリキュラム・ガイダンスの実施状況	
5-3 クラスの大きさ、編成方針	
5-4 教員1人当たりの授業時間数	
5-5 各授業科目担当者間での授業内容の調整	
5-6 演習、実習等の実施状況	
5-7 視聴覚教育の実施状況	
5-8 他大学、短期大学等との単位互換の方針と状況	
5-9 編入学希望者への指導状況	
5-10 職業資格取得に係る指導状況、取得状況	
5-11 進級状況（留年、休学、退学）	
5-12 教授方法の（授業方法の工夫・研究の工夫・研究）ための取組	
5-13 教員の教育活動に対する評価の工夫	
5-14 学生による授業評価等	
6. 成績評価・単位認定	22
6-1 成績評価・単位認定の在り方、基準	

7. 卒業生の進路状況	25
7-1 職業指導及び卒業生の就職状況	
7-2 卒業生の大学・大学院への進学状況	
8. 研究活動	27
8-1 教員の研究業績、研究・研究誌の発行状況と編集方針	
8-2 構成員による研究成果の発表状況	
8-3 共同研究の実施状況	
8-4 研究費の財源	
8-5 研究費の配分方法	
8-6 学会活動への参加状況	
9. 教員組織	29
9-1 専任教員・非常勤講師の配置状況	
9-2 教育補助者、研究補助者の配置状況	
9-3 出身大学の構成	
9-4 年齢構成	
9-5 採用、昇進の手順・基準	
9-6 教員の兼職の方針と状況	
9-7 教員人事についての長期計画	
9-8 教員の資格審査及び人事計画	
10. 施設設備	32
10-1 施設設備の整備・運用状況	
10-2 図書館の利用状況	
10-3 学術情報システムの整備・活用状況	
10-4 その他	
11. 国際交流	35
11-1 留学生の受入状況（受入数、奨学金、宿舎等）、指導体制	
11-2 在学生の海外留学・研修の方針と状況	
11-3 教員の在外研究の方針と状況	
11-4 海外からの研究者の招致状況	
11-5 海外の大学・短期大学との交流協定の締結状況と活用状況	
12. 社会と連携	38
12-1 公開講座の開設状況	
12-2 社会人の受入れ	
12-3 社会の生涯学習事業に対する連携協力状況	
12-4 教員の学外活動状況	
12-5 学外の意見を教育研究に反映させる仕組み	
13. 管理運営、財政	39
13-1 教育研究に関する意思決定の方法・体制	
13-2 事務組織	
13-3 予算の編成と執行の方針と状況	
13-4 学外資金の導入状況	

14. 自己評価体制	41
14-1 自己評価を行うための学内組織	
14-2 評価をフィードバックするための仕組み	

1. 大学の教育理念・目標等

1-1 大学（学部）の教育理念・目標の設定（現状）

大学設置の趣旨に、大学の理念として「世界を代表する美術工芸文化が息づく京都で、我が国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、美術工芸に係る教育・研究を行い、併せて教養を身に付けた専門職業人を育てることにより、国家・社会の発展に貢献する」と明確にし、平成 23 年 3 月に大学設置申請を行い、24 年 10 月に文部科学大臣から設置認可を受けた。

なお、大学の理念を記述した大学設置の趣旨は、文部科学省により情報公開されている。

1-1 の自己評価

大学の理念等に関する事項を大学HPにより社会に情報公開するとともに、毎年発行する「学生便覧」に記載し、学生及び教職員への周知の徹底を図っている。

1-1 の改善・向上方策

大学理念は普遍的なものであり、学内外への周知は、様々な媒体を通じて、今後も継続して行う。

1-2 教育理念・目標の点検・見直し（現状）

本学では大学設置の趣旨に次のとおりの教育理念を定めている。
大学理念の具現化のために、「社会人基礎力」「学士力」「職業実践力」それぞれが複合的に作用しあって生み出す素養の育成に重点を置く。

「社会人基礎力」とは、経済産業省が定めた「人が社会で生きて行くのに必要な基本的な力」で、「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」を培うことである。「学士力」は中央教育審議会が定めた、学士課程の各専攻分野を通じて培う力、教養を身に付けた市民として行動できる能力のことで、「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「総合的な学習経験と創造的思考力」からなっている。また、「職業実践力」は学生が目標とする職業に従事するために必要な専門的な知識・技能を4年間の職業教育により得られる能力のことである。

以上、「社会人基礎力」「学士力」「職業実践力」の3つの力は様々な教養・知識・経験から成り立っている。そこで本学では教育上の目的を、より明確化するために次の「3つの素養」を身につけた人材を育成する。

- i) 美術工芸<伝統工芸・工芸デザイン・文化財・伝統建築>に関する知識・技能
- ii) 社会に受け入れられる人間力
- iii) 美術工芸の将来を思考する能力

これらの素養は、社会人基礎力、学士力、職業実践力のそれぞれが複合的に作用し合って育まれると考える。これらにより育つべき人材像は、専門的技術や知識のみに偏重することなくかつ、社会的にも歓迎される人間性を兼ね備えた美術工芸業界を牽引すべき社会人となると考える。

以上の内容は、普遍的な教育理念であり、大学HPや学生便覧等の媒体を活用して周知を図っている。

1-2 の自己評価

教育目標等は社会の変化とともに見直すことは必要であり、完成年度後を見据え対応する。教育課程の検証と見直し等については、教学委員会等で継続的に行っている。

1-2 の改善・向上方策

完成年度を迎える平成27年度に、当初の教育目標にかなった教育がなされたかを教授会等で検証し、課題が抽出された場合は改善策を講じる。

1-3 大学（学部）の将来構想（現状）

平成17年に出された中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」では、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならないとしている。これをふまえ本学では、①幅広い職業人養成②特定の専門分野（美術工芸＜伝統工芸・工芸デザイン・文化財・建築＞）の教育・研究③社会貢献機能（地域貢献・産学公連携）3つの機能を特色とする教育機関としている。

また、中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」の答申等を受け、高い教養と専門的能力を培う学士課程教育の構築を行うべく、我が国唯一の「工芸学部」を開設した。

本学の学部名等で用いる「工芸」とは、実用的価値と美的価値を兼ね備えた造形物がすなわち「工芸」であり、我が国固有の風土の中で、その美を研ぎ澄ませてきた「伝統工芸」を新設大学の学科名とした。

こうした考え方を基に履修専攻分野として、「伝統工芸」「工芸デザイン」「文化財修理」「伝統建築」の4コースを設定し開学した。平成24年度には、教育課程の充実のため、一級建築士受験資格関連の20科目を追加し、「伝統建築」のコース名を「建築（建築デザイン・伝統建築）」に改めた。

1-3 の自己評価

当面、大学設置認可の計画を着実に履行することが必要であることから、学部の将来像については具体的な議論には至っていない。

1-3 の改善・向上方策

学科に設けた「伝統工芸」「工芸デザイン」「文化財修理」「建築（建築デザイン・伝統建築）」の4コースについては、卒業後の進路充実や社会的ニーズに対応するため、育てる人材像、教育課程について今後検証を行い、大学完成年度後における新学科開設等も検討していく。

1-4 教育研究の活性化・充実のためのこれまでの取組（現状）

本学において研究対象とする中心的学問分野は、芸術学分野における伝統工芸や工芸デザイン、文化財保存・修理、建築を含む美術工芸に関わる教育研究である。

また、本学設置の目的である「特定の専門分野（美術工芸＜伝統工芸・工芸デザイン・文化財・建築＞の教育・研究）」「社会貢献機能（地域貢献・産学公連携）」の教育機関としての使命を果たすため、次のような研究活動を進めている。

（1）美術工芸、文化財修理に関する研究

我が国の美術工芸の歴史と文化、技と美を探究することによって教育、文化、産業

及び福祉等に貢献すること、また文化財の修理・修復に関する調査、研究を行うことなど目的に、本学の教員が中心となり「日本伝統文化学会」を平成26年10月1日に設立した。

分野は、伝統工芸、伝統芸能、伝統建築、街並み・文化的景観、文化財調査研究、文化財保存修理、工芸デザイン、美術・工芸教育、文化経済・政策、観光・国際交流と幅広く学際的、分野横断的な研究活動が可能な構成となっている

平成26年11月30日の京都伝統工芸館での発会式には、本学の教員及び外部研究者合わせて50人が参画した。

さらに、平成27年3月21日に同館で、70人の参加者を得て、第1回研究発表大会が開催された。

(2) 大学間連携による共同研究

「光技術を使った日本発の新しい産業を創生するために、社会が求めるニーズを持って新産業創成を志す人材を育成する」を建学理念とし、起業実践コースと新事業開発コースで構成される博士課程(光産業創成研究科)を持つ、光産業創成大学院大学(浜松市)と、平成26年11月4日に包括連携協定を締結した。

連携の目的は、相互が有する人的・知的資源の交流と活用を図ることにより、相互の価値向上を実現する中で、地域社会の発展に貢献することであり、連携事項は、教育・研究に関する情報交換、共同研究プロジェクト、教職員交流、地域貢献事業などとなっている。

(3) 連携協定による社会貢献と研究活動

大学の地域貢献という使命を果たすため、次の自治体と連携協定を締結している。

- ① 京都府福知山市 「文化芸術振興協定」 平成25年3月27日
- ② 兵庫県川西市 「包括連携協力協定」 平成25年8月28日
- ③ 京都府南丹市 「連携協力包括協定」 平成26年6月27日

いずれも、相互が有する人的・知的資源の交流と活用を図ることにより、相互の価値向上と共に地域社会の発展に寄与することを目的としているが、連携事業の具体化の中で本学の研究活動につながる動きも出てきている。

平成26年度には、川西市からの依頼を受け、同市が所蔵する弥生式土器の素材分析研究を京都市産業技術センターと共に実施する予定である。

また将来、福知山市とは、同市夜久野町で産出される「丹波漆」の文化財修理分野での活用研究を進めることで合意している。

(4) 産学公連携による社会貢献と研究活動

京都府との産官学連携プロジェクトを平成24年度から実施継続している。内田洋行(事務機器)、和楽(雑誌)、マールブランシュ(洋菓子)、井筒八橋本舗(和菓子)に続き、平成26年度は琳派をテーマに「江戸のピクニック」プロジェクトが実施された。また、平成24年から京都高島屋で学生が考えた食器を製作販売する「こどものおわんプロジェクト」を毎年継続実施している。

(5) 地域連携による社会貢献

「正倉院展」への協賛を平成25年度から継続している。正倉院展は文化財修理と深い関わりがあり、日本の文化財保護に貢献している。平成26年度は、文化財修理コースと木工芸が協力して「檳榔木画箱」復元模造品制作を行い、テレビや新聞で取り上げられた。また、「琳派400年記念祭」への協賛は平成25年度から継続している。本学の河野学長は、琳派専門家の第一人者であり、この記念祭の発起人のメンバーである。平成26年度

には、京都府、京都市ならびに京都商工会議所を巻き込み、平成27年度には京都国立博物館と協賛しさらに盛り上げる予定である。

1-4の自己評価

平成26年度に、設置の趣旨で計画した、本学教員と外部研究者とで行う、美術工芸総合研究や文化財研究を行うための「日本伝統文化学会」を本学教員が主体となって立ち上げた。また光産業創成大学院大学との包括連携協定が実現し、今後の研究活動が本格化する。

さらに3自治体との包括連携協定を締結したことにより、地域と連携した地（知）の拠点大学づくりへの契機になることが期待される。

1-4の改善・向上方策

大学の使命・目的に沿った様々な教育研究活動を、全教員の協働のもとに、外部機関・研究者との連携を図りながら取り組んでいく。

1-5 教育研究上の基本組織（現状）

本学は1学部1学科であり、研究の体制は学部長・学科長を中心として、全教員の連携・協働のもとに行っている。

教育研究上の基本組織として、教授会とその下部組織として教学委員会と学術情報委員会を、それぞれの規程により設置している。

(1) 教授会

教授会は、学長・副学長・学部長・学科長・専任教授で構成し、学則に規定する次の事項を審議、決定している。

- ① 教育・研究の基本方針に関する事項
- ② 学則、その他重要な規程の制定・改廃に関する事項
- ③ 教育課程の編成及びその履修方法に関する事項
- ④ 学部長の選考に関する事項
- ⑤ 学科長の選考に関する事項
- ⑥ 学部教学の改善充実に関する事項
- ⑦ 教員（非常勤講師を含む。）の人事に関する事項
- ⑧ 教員の留学及び派遣に関する事項
- ⑨ 学生の入学、留学、休学、復学、転学、除籍、退学、編入学、転入学、再入学、卒業、その他修学に関する事項
- ⑩ 学生の単位認定及び学位称号に関する事項
- ⑪ 学生の厚生補導に関する事項
- ⑫ 学生の賞罰に関する事項
- ⑬ 学長が諮問する事項
- ⑭ その他、学部の教育研究上重要と認められる事項

(2) 教学委員会

教学委員会は、学部長（委員長）・学科長・大学選出委員・教学センター長で構成し、教学に関する基本的事項及びその実施の運営を図るための教学部会、また学生の厚生補導に関する事項を処理する学生部会を置いている。

(3) 学術情報委員会

学術情報委員会は、本学から選出された委員と図書館長及び主任で構成し、図書館事項以外では、次の分野を担当している。

- ① 教員の学術研究（共同研究と個人研究）の総合的調整に関する業務
- ② 研究経費の予算執行と調達に関する業務
- ③ 学内・外の学会及び学術団体に関する業務
- ④ 受託研究に関する業務
- ⑤ 科学研究費、学術奨励及び研究助成金の申請報告に関する業務
- ⑥ 研究紀要の発行に関する業務
- ⑦ 附属研究所の運営に関する業務
- ⑧ 学内外特別研究員等に関する業務
- ⑨ 関係学内委員会に関する業務
- ⑩ その他教授研究者及び研究支援、研究諸活動に関する業務

上記のほか、①京都美術工芸大学FD推進委員会 ②京都美術工芸大学教員個人評価委員会 ③京都美術工芸大学自己点検・自己評価委員会 ④京都美術工芸大学教員人事

委員会 ⑤京都美術工芸大学キャリア委員会 ⑥京都美術工芸大学入試委員会 ⑦京都美術工芸大学ハラスメント防止対策委員会を設置し、各所掌事項を担当している。

1-5 の自己評価

平成24年4月の開学時に、教授会及びその下に置く9専門委員会を設置し、学長・学部長・学科長が連携、協調しながら、関連規程に準拠した教育研究上の諸事業を行っている。

1-5 の改善・向上方策

教育研究に関する各専門委員会規程は開学前の平成23年度に制定したものであり、実態にそぐわないもの、改善を要するものも散見され、今後見直しと改正を加えていく。

なお、文部科学省の通達により、学長・副学長に関する権限を見直すため、規程の改正に取り組んでいる。

2. 教育活動

2-1 学生の受入れ（現状）

(1) 入学者受入の基本方針

本学は1学部1学科であり、学生募集にあたっては、大学設置の主旨・目的にかなった学生を受け入れるよう、大学案内や教育研究の実情を周知するべく広報活動を行っている。

本学に相応しい大学像、学生像、学生生活像、進路像等を打ち出し、積極的に学ぶ意欲と能力を有する者を受け入れるため、アドミッション・ポリシーを定め、学生募集要綱&入試ガイドに掲載している。

【アドミッション・ポリシー】

- ① 未来を切り拓いていこうとする夢と情熱を持っている人
- ② 知的好奇心に富み、美術工芸分野などの専門職業人として、社会の発展に貢献したい人
- ③ 自主的に学ぶ姿勢と柔軟な思考を持ち、芸術分野で優れた才能を有する人
- ④ 常に他者を尊重する姿勢と協調性に富み、リーダーシップを発揮することの出来る人
- ⑤ 本学の教育課程を学修するための基礎的な学力とコミュニケーション能力を身につけた人

(2) 選抜方法

多様な学生を受け入れるための選抜方法として、①アドミッションズ・オフィス入試、②推薦入試（指定校推薦を含む）、③一般入試、④編入学試験 ⑤大学入試センター利用試験の5方式を取り入れており、多様な選抜方式の採用により、大学の方針にかなった学生を入学させることができている。

① アドミッションズ・オフィス（AO）入試

本学の教育と人材育成に望ましい入学者を受け入れる入学者選抜制度として、「AO 入試」を重要な入試方法として位置づけている。この入試は、学習意欲・志望理由、学業成績・実績及び多面的な基準の総合評価により、多様な学生を受け入れることの出来る柔軟な方式として実施する。この方式により、本学の教育に相応しい高い学習意欲と能力を既に持っている者や、文化・芸術分野などで優れた実績を有する者などの受入れを行っている。

② 推薦入試（指定校推薦を含む）

出身高等学校長の推薦により、本大学の教育目標に相応しい入学生を受け入れる制度として、「推薦入試」を位置づけている。また、地元の高校教育の発展に資する、いわゆる地域振興の視点と同時に、全国から学生を集めることの出来る入試方法を、「推薦入試」において実施している。

③ 一般入試

新設大学における立ち上げ時期の学力水準の設定のあり方は、開学後の教育水準の維持や進路・就職の実績に大きく影響を持つものであるため、本学が入試における学力水準の面で高い評価を得ることは、戦略的な課題の一つである。その水準設定に大きな影響を与えるのが一般入試である。その意味から、本学において望まれる、高い学力を有する入学者を受入れるための制度として、特に一般入試を重視している。

④ 大学センター試験利用入試

設置2年目以降に「大学センター入試」を利用した学生の受け入れが可能となったため、一般入試の中に「大学センター入試」での学生受入れの枠組みを設定し、「大学入試センター試験」を受験している受験生対象に、個別試験を課さず 学力を重視して選考をおこなっている。

⑤ 編入学試験

専門学校・短期大学等の卒業生や大学生の進路変更希望者を対象に編入学試験を実施している。(2-3 編入学の方針と状況を参照)

(3) 選抜体制

入学者の選抜を行うために入試委員会を設置しており、委員会の業務は、学生募集要項・入学試験の企画及び運営、出願資格及び入学資格に係る審査、入学選抜方法に係る協議、入学試験の選考基準の検討、選抜基準に沿った合否判定等を行っている。入学者の決定は入試委員会が「入試委員会規定」に則り必要な事項を定め、教授会にて審議・決定されている。

2-1 の自己評価

入学者選抜の方針・方法は、計画どおり適正に行っており、大学の方針にふさわしい学生を入学させることができている。平成24年度32%、25年度71%、26年度89%と年次ごとに定員の充足率は改善している。

美術工芸分野だけではなく建築分野（キャリアサポートによる資格取得）の方にも魅力を感じてもらえるように学校案内ならびにホームページの作成を行っている。毎年、以下の対策を行い、少しずつ効果は上がってきている。

リクルート発刊の雑誌「カレッジマネジメント」による大学ブランド力調査（調査対象全国高校3年生）では、個性的な大学として一昨年75位、昨年11位、本年度8位と知名度が上昇している。

平成26年度の広報活動は下記のとおりであった。

- ① オープンキャンパス・見学会・個別相談会の実施・・・50回
- ② 広報媒体誌への掲載・・・8件
- ③ 高校訪問・・・1, 724校（延べ10, 988回）
- ④ 会場・校内ガイダンス・・・（延べ414会場）
- ⑤ TV・新聞・雑誌の取材、掲載・・・26件

「大学案内2016」は基本的な構成は全教員が企画・立案し、正確に紹介するようになっている。教育内容がよく分かれると評価を受けており、資料請求数が急増している。

2-1 の改善・向上方策

広報活動の充実やオープンキャンパスの実施等、定員の充足率を高めるようさらに務める。また、本学の魅力を伝える広報活動、指定校推薦、高大連携のあり方についてさらに改善する。選抜方式と入学後の学生の修学状況について実態調査を継続的に行う。

2-2 学生定員の充足状況

本学は、工芸学部 伝統工芸学科の単一学科で、収容定員次のとおりとする。

学部	学科	収容人員		
		入学定員	3年次編入定員	総定員
工芸学部	伝統工芸科	95名	10名	400名

入学者は、平成24年度は30人、25年度は68人、26年度は87人（内3年次編入2人）、27年度は99人（内3年次編入2人）と着実に推移している。

2-2の自己評価

開学以来、全教職員あげて積極的な広報活動（高校訪問・会場ガイダンス・オープンキャンパス等）を実施したことにより、年々入学者は増加している。

2-2の改善・向上方策

定員確保に向け継続して検討している。長期的に安定した学生の確保について定期的に広報会議、大学入試委員会を開き検討している。

2-3 編入学の方針と状況

多様な学生層の受け入れと活力ある学習環境を醸成するため、3年次編入を実施している。

これまでの大学は、高等学校新卒者を対象とした入学が主流であるが、近年では、大学や短期大学及び専門学校卒業生の再学習の希望や、大学・短大在学中の進路変更の受け皿を準備することも重要と考えられる。本学でも編入学生を受け入れることで、学習環境に大いなる創造的刺激を与えあうことを期待している。

3年次編入学生（定員10名）の受け入れは、平成26年度および27年度に共に2名となっている。

2-3の自己評価

編入学者が少ない大きな理由は、編入学募集を、平成26年度から開始したばかりで、認知度が低いのも原因と思われる。

2-3の改善・向上方策

グループ校に対しては、確実な編入学生の確保が課題となるが、編入学についての校内説明会を強化し、大学の魅力を伝えていきたい。今後は編入者の外部者向けの広報活動にも力を入れていきたい。

3. 学生生活への配慮

3-1 奨学金制度

奨学金制度について、成績優秀者に対する「特待奨学金給付制度」や二級建築士の在学中取得を支援する「キャリアサポート建築士支援奨学金」といった、独自の奨学金制度を設けている。

3-1の自己評価

大学設置申請時点の学費を維持し、独自の奨学金を設けている。

3-1の改善・向上方策

学生の教育環境の向上のため、奨学制度について柔軟な見直しを行いたい。

3-2 学生生活相談

3-2-1 課外活動

社会活動やクリーン活動は限られた4年間で学生の資質向上を目的とし、社会との関わりの少ない学生に多くの人々との交流を体験させ、多くの事に気付かせることを主眼としている。

3-2-1の自己評価

ボランティア活動を通して社会貢献への達成感、計画性、協調性、コミュニケーション能力の向上に効果を発揮している。

3-2-1の改善・向上方策

ボランティア活動先での反省点などを踏まえ、今後の就職先も多種にわたると考えられるため、活動先の視野も広げて協議検討する。

3-2-2 学生相談

オフィスアワーを通して学生が相談や指導を教員から受けるための時間を設けている。また、基礎実習分野・コースごとに主担、副担の2名の担任教員を設けるクラスアドバイザー制度を採用し、学生生活の様々な悩みに対応をしている。

3-2-2の自己評価

相談、指導を受ける時間を設ける事(オフィスアワー)、基礎実習分野・コースの専門の担当者が対応する事(クラスアドバイザー制度)で、学生に対して親身に相談、的確な指導が出来る。

3-2-2の改善・向上方策

オフィスアワーやクラスアドバイザー制度を通して得た情報を、必要に応じて教員間で共有し、学生への的確なアドバイスが出来るように対応しているが、教学委員会とキャリア委員会との更なる連携を進める。

3-2-3 健康管理

健康診断は全学生を対象に毎年5月に実施している。健診結果は個人宛に手渡し、やむを得ず受診できなかった学生および再検査が必要とした学生においては各自医療機関で健康診断受診をし、「健康診断結果」を学生課に提出するように指示している。平成26年度(平成26年4月1日ー平成27年3月31日)の学

生の医務室利用状況は延べ21件である。利用内訳は風邪、頭痛などの体調不良が多かった。キャリアサポートセンター内医務室に看護師(水・金の12:00-17:00)を配置し、医務室を担当している。また全学生対象に、本学による保険料負担で「学生教育研究災害障害保険」「学研災付帯賠償責任保険」に加入し不慮の事故などの対応に努めている。ほか「防災・安全マニュアル」の配布と詳細説明の指導を行なっている。

また学生らしい健康な生活を送るために学生間の交流も目的とし、毎年5月にスポーツ大会を実施している。

3-2-3 の自己評価

健康診断において身体の内面から、スポーツ大会を通して気分転換や身体作り、また学生間の交流が上手く進められていると考えられる。

3-2-3 の改善・向上方策

健康相談等においては、医務室の日常業務・健康診断結果を基に学校医、看護師・各教職員との連携で更に細かいケアに努める。

3-2-4 進路相談

平成24年の開学より求人票の掲示を行なっている。平成28年3月の開学初の卒業に向けて3年生対象に、キャリア委員会中心のインターンシップ・就職ガイダンス、キャリア委員会・教学委員会合同のキャリア面談を行ない、キャリアサポートセンターを中心に就職指導を行っている。また、進路選択に関する相談、指導のサポートは各専攻の教員が担っている。1年生・2年生においても教養・実習・今後の就職に向けて年1～2回の面談を行ない、就職を自然に意識出来るように努めている。

3-2-4 の自己評価

開学初の卒業に向けて4年目ではあるが、学年ごとに面談を行なうことで、学生達は個々に自身を振り返る良い機会になり、その効果として今後の方向性を見直すことが出来ているように感じられる。

3-2-4 の改善・向上方策

全学生の就職に対するより良い意識改革を図るために、キャリア委員会・教学委員会と教員との連携を密に取り、定期的に協議を進めている。

3-2-5 就職あっせん等

キャリア委員会とキャリアサポートセンターとの連携により、平成28年3月の開学初の卒業に向けて就職先開拓を行なうほか、キャリアサポートセンターを中心に就職相談及び指導(企業セミナー、個人面談、昨今の就職・雇用環境、ナビ演習、業界・企業研究、面接指導など)を行っている。

3-2-5 の自己評価

開学当初から多種に亘る多くの求人も送られてきているが、伝統工芸、文化財修理、工芸デザイン、伝統建築、建築デザインという専門分野のみならず、一般企業も含め学生の希望に沿わせた就職先への開拓も進められ、無理のない就職活動が行えるように準備が進められている。

3-2-5(3) (改善・向上方策)

キャリアサポートセンターにおいて更なる就職先開拓を行なうほか、教員からの情報収集も行なう。

3-3 課外活動

3-3-1 学生の自治組織

学生の自治組織は、平成24年5月に会則制定・施行しており、学生自治総会、運営委員会、執行委員会、コース会、サークルリーダー会、松葉祭実行委員会、スポーツ大会実行委員会、選挙管理委員会の8つの機関で構成している。その執行委員、コースリーダー会委員、サークルリーダー会委員を中心に年1回運営委員会において連絡協議会を開催している。

3-3-1 の自己評価

学生の自治組織は、学生の自主性、社会への対応能力などの向上を目指す大学の教育活動に反映されている。

学生の課外活動は松葉祭(学祭)や地域住民との交流を進めるクリーン活動を行い、大学はその課外活動における道具類等の準備や、必要性に応じて資金を用意している。

3-3-1 の改善・向上方策

学生の自主性を大切に育て、学生自治会の運営において、必要に応じて大学各委員会で協議を進めサポートを行ない、課外活動の新たなプランの検討を進める。

4. カリキュラムの編成

4-1 カリキュラムの編成方針と教育理念・目標との関係

(1) 学部の特徴

本学の学部名等で用いる「工芸」とは、近代化・西欧化以前の「工（たくみ）の芸」として用いている。つまり、実用的価値と美的価値を兼ね備えた造形物がすなわち「工芸」であり、我が国固有の風土の中で、その美を研ぎ澄ませてきた「伝統工芸」を学科名に冠することとする。

こうした考え方を基に工芸学部を設置し、その下に伝統工芸学科を置き、「伝統工芸」「工芸デザイン」「文化財修理」「建築」の4つのコースから構成される1学部1学科4コースとする。

(2) 「分野」及び「コース」について

コース選択は、学生の卒業後の進路に大きく影響することから、入学時にコースの決定は行わない。最終的にコース決定をするのは2年次の前期末としている。それに対して、入学時に分野の決定を行う。分野とは伝統工芸の技法による区分であり、陶芸、木工、漆芸、彫刻の4つの分野を配置している。これらのいずれかの分野を選択し、1年次の前期から2年次の前期までの3セメスターを通して、分野ごとの工芸基礎系実習を実施する。そして、実質1年次の実習期間をコース決定の検討期間として、2年次前期に実施するガイダンスを経て、コース振り分けを実施し、2年次後期からは4コース（伝統工芸・工芸デザイン・文化財修理・建築）に分かれて専門実習を実施する。

分野とコースの関係性

		コース（2年次後期～4年次前期）							
		伝統工芸コース				文化財修理コース	工芸デザインコース	建築コース	
		陶芸	木工	漆芸	彫刻			伝統建築	建築デザイン
1年次—2年次前期 基礎実習分野	陶芸分野	●					●		
	木工分野		●				●	●	
	漆芸分野			●		●	●	●	
	彫刻分野				●	●	●	●	
	建築デザイン分野						●	●	●

(3) 学科に設ける4コース

① 伝統工芸コース

伝統工芸は、長い歳月をかけて培ってきた我が国固有の産業で、その技術・美意識・精神性のどれをとっても世界に誇るべきものであり、斯界の技術継承者として、伝統工芸産業を活力ある産業として発展させていくことのできる人材育成を目指したコースである。

卒業後の進路として、伝統工芸産業の後継者職種のみならず、美術工芸産業界全般にわたる受入先が考えられる。

②工芸デザインコース

伝統工芸品を軸とした工芸品が、現代の生活環境のなかでいかに有効に機能するかを考え、伝統工芸技術とデザイン力を身につけ、常に生活者と作り手の橋渡しができる、工芸に造詣の深いデザイナーやクリエイターとして、社会貢献できる人材育成を目指したコースである。

卒業後の進路として、伝統工芸を含めた諸工芸の工房、家具メーカーなどの生活用品関連企業での企画・制作、インテリア、広告代理店などでの専門家、個人経営での工芸品制作や販売業務などが挙げられる。

③文化財修理コース

文化財修理に関する技術と学術分野の素養を身に付け、文化財の保存・修理や研究・活用ができる人材育成を目指したコースである。

卒業後の進路として、博物館・美術館で収蔵品の保存・修復を担当できる学芸員、文化財の復元に携わる民間企業の技術者や、博物館・美術館の展示に供される資料・模型・複製制作の技術者、地方公共団体などで文化財保存を担当する行政職などが挙げられる。

④建築コース<伝統建築>

建築の一般的知識あるいは伝統工芸の基礎技術・知識を修得した上で、伝統建築技術を理解し、諸史料から得られる情報を学術的に統合でき、伝統建築物の維持・保存・修理・再生に指導的な立場に関わることができる技術者や、直接建築業務に携わることのできる人材育成を目指すコースである。

卒業後の進路として、伝統建築物の維持・保存・修理・再生を行う企業や関連業務の技能者、行政における技官・技術職などが挙げられる。また、専門実習で雛形製作を手がけることから、模型製作業者への就職も期待される。

⑤建築コース<建築デザイン>

建築計画、設計に関する技術と専門知識を修得し、合理的な現代建築の用途の機能や構成を理解するとともに適正な計画を行うための必要な実践力を身に付ける。また、問題を発見、解決し、空間創造の提案ができる技術者を育成する。

これらを通じて、身近な生活からインテリア、建築、都市のあり方について理解し、建築関連業務の建築設計や建設等に携わる人材育成を目指したコースである。

卒業後の進路として総合建設業の建築設計部や施工部門、建築設計事務所、インテリア設計、都市計画にいたる技術者や地方自治体の建築専門職などが挙げられる。

(4) 教育課程編成の考え方

教育課程は、大学の学部及び学科の教育上の目的が達成されるよう必要な授業科目を開設し、体系的に編成される必要がある。また、教育課程の編成に当たっては、大学にあっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するという規定が効果的に達成されるよう配慮される必要がある。

本学の教育課程の科目区分は、「教養教育科目」「専門教育科目」「博物館学芸員養成科目」の3区分に分けられる。

「教養教育科目」には、「教養科目」「伝統文化科目」「コミュニケーション科目」「キャリア形成科目」の4領域から構成されている。また「専門教育科目」は、さらに「美術工芸科目」「専門実習科目」の2区分に分け、それぞれ「基本科目」「基幹科目」「展開科目」の3領域と、「工芸基礎系」「伝統工芸系」「工芸デザイン系」「文化財修理系」「伝統建築系」「建築デザイン」「全コース共通」の7領域で構成されている。

科目区分		
教養教育科目	教養科目	
	伝統文化科目	
	コミュニケーション科目	
	キャリア形成科目	
専門教育科目	美術工芸科目	基本科目
		基幹科目
		展開科目
	専門実習科目	工芸基礎系
		伝統工芸系
		工芸デザイン系
		文化財修理系
		建築デザイン系
		伝統建築系
		全コース共通（卒業制作）

（5）教育課程の特色

① 教養教育科目

i) 「教養科目」

幅広い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するための科目領域である。

ii) 「伝統文化科目」

日本を代表する京都の伝統工芸の美と技の変遷や伝統芸術、それを支えた歴史と文化を学ぶ科目領域である。

iii) 「コミュニケーション科目」

言葉を通じて円滑な人間関係を築き、また情報化社会に対応できる能力を身につけるための科目領域である。

iv) 「キャリア形成科目」

社会性や勤労観・職業観を養うために、キャリア教育の一環として行う科目領域である。

② 専門教育科目

i) 「美術工芸科目」

「美術工芸科目」は、「基本科目」「基幹科目」「展開科目」の3領域に分かれており、4年間で美術工芸に関する専門科目を体系的に学べるようにしている。

■ 「基本科目」

「基本科目」には、美術工芸科目の中でも比較的基礎的な科目や、次の「基幹科目」と関連していく科目を配置している。

■「基幹科目」

「基本科目」の流れを受けて配当される科目が基幹科目であり、工芸・デザイン・文化財・建築に関する科目を進むべきコースにあわせて配置している。

また、これらの科目の多くは、3年次に配置されている次の「展開科目」へとつながっている。

■「展開科目」

1年次から2年次にかけて開講される「基本科目」及び「基幹科目」を踏まえ、3年次から開講される、より専門性の高い科目を配置しているのが「展開科目」である。

ii) 「専門実習科目」

■「工芸基礎系」

入学時に選択する4分野（陶芸・木工・漆芸・彫刻）ごとの1年次及び2年次前期における選択必修科目である。本実習は「工芸実習導入」（1年次前期）、「工芸実習基礎Ⅰ」（1年次後期）、「工芸実習基礎Ⅱ」（2年次前期）と段階的に基礎に重点をおいた指導を行う。この科目を踏まえて2年次後期から以下に述べるコースごとの専門実習を実施する。

■「伝統工芸系」

伝統工芸コースの学生が履修する選択必修科目である。本実習は、「工芸基礎系」で選択した陶芸・彫刻・漆芸・木工芸いずれかの分野で得た技術を、さらに高度な専門技術へと継続して高めることを主眼としている。

■「工芸デザイン系」

工芸デザインコースの学生が履修する選択必修科目である。本実習は、「工芸基礎系」で選択した分野で得た技術をもとに、伝統工芸品の良さや現代生活に見合った使用法等を生活者に提案していく手段・方法を修得していく。

■「文化財修理系」

文化財修理コースの学生が履修する選択必修科目である。主として美術工芸分野の文化財をその対象とするため、「工芸基礎系」で漆芸・彫刻いずれか1分野を選択することを前提とする。そこで得た技術をもとに、2年次後期から文化財の修理実習を通して、修理技術を修得していく。

■「伝統建築系」

伝統建築コースの学生が履修する選択必修科目である。建築の基礎を学ぶ「建築デザイン系」あるいは木材加工の基礎的技術を学ぶため「工芸基礎系」で木工芸・彫刻・漆芸のいずれかを選択することを前提とする。それらの技術を基に雛形製作へと展開し、本実習の特色である建築調査、町並調査をとおして伝統建築物の多面的知識・技術を修得していく。

■「建築デザイン系」

建築デザインコースの学生が修得する選択必修科目である。「工芸基礎系」で選択した建築デザインの分野で得た知識を前提とする。そこで得た知識、技術により設計課題を通して、さらに高度で複合的な技術を修得し、現代建築や都市について提案していく方法を習得していく。

■「全コース共通（卒業制作）」

4年次の前期までの講義、演習、実習を通して得た知識、技術力、応用力を踏まえ、各コースの教員の指導を受け必修科目として卒業制作を完成させる。

4-1の自己評価

入学から1年半の木工、漆芸、陶芸、木彫刻、建築デザイン5分野の実習を行っている。2年次後期から伝統工芸、文化財修理、工芸デザイン、建築（建築デザイン・伝統建築）の4コースに別れて実習を行うカリキュラムであるが、専門コースの卒業に資する履修科目を設定し「コース別履修モデル」として編成している。また、平成24～25年度において、教育課程充実のため、二級建築士受験関連科目（20科目）を追加した。そして、博物館学芸員養成科目として7科目を自由科目として7科目、残り2科目は教養教育科目の中に選択科目として配置している。

4-1の改善・向上方策

学生が2年後期から選択する伝統工芸、文化財修理、工芸デザイン、建築コースそれぞれのカリキュラムポリシー・ディプロマポリシーのさらなる明確化を図る。

4-2 カリキュラムの編成及び見直しの方法・体制

現行のカリキュラムは、教学委員会を中心に定期的、継続的に検討されている。教育課程の検討や見直しの最終決定は教学委員会で採択され、教授会を経て実施されている。

4-2の自己評価

伝統工芸、文化財修理、工芸デザイン、建築（建築デザイン・伝統建築）の4コースについて適宜、講義・演習授業の追加・見直し等を行っている。カリキュラムの改革に当たって、特に障害となっているものはない。

4-2の改善・向上方策

平成27年度は、完成年次にあたるので、カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーの明確化を図る。

5. 教育指導の在り方

5-1 授業科目ごとの授業計画（シラバス）の作成状況

授業科目ごとに授業計画（シラバス）が作成されており、授業計画（シラバス）どおり実施されている。修学4年間の授業計画を策定し、学生に配布している。

5-2 カリキュラム・ガイダンスの実施状況

履修方法を含めて履修指導（カリキュラム・ガイダンス）は、各学年とも前期・後期の開始時に実施している。2年次については前期にコース選択のガイダンスも実施している。

年次	期	時期		内容
1	前期	4月	入学時	科目履修についてのガイダンス
	後期	10月	上旬	コース選択についてのガイダンス
		2月	下旬	成績評価・GPA算定の通知
2	前期	4月	上旬	GPA結果を踏まえたコース選択についてのガイダンス
			中旬	対象学生からのコース希望受付
		5月	上旬	対象学生へのコース選択内示
		6月	上旬	対象学生のコース決定
	後期	10月	上旬	コース別授業開始

5-3 クラスの大きさ、編成方針

教育課程の展開に当たっては、少人数による授業、対話・討論型、双方向的な授業、視聴覚機器など、積極的に導入。学年定員が少ないので、少人数授業が実現している。視聴覚機器の積極導入活用も行っている。

5-4 教員1人当たりの授業時間数

専任教員1人当たりの授業担当時間数は、実習系と講義系とで担当時間数に差異はあるが、適正である。

5-5 各授業科目担当者間での授業内容の調整

1学部1学科であり、各授業科目担当者間における授業内容の調整は、学部長・学科長を中心として全教員の連携・協働のもとに行っている。

5-6 演習、実習等の実施状況

演習、実習等の実施は実習指導教員を常時2人配置し、学生に対する指導効果および安全管理に配慮している。以下は各実習コースの実施状況である。

- ・伝統工芸コース
木彫刻分野

1 年次から準に習得する基本的な各道具の扱い方や刃物の研ぎ、材料に対する刃物の運び方は全学年 2 年次前期まで問題なく習得している。シラバスを基に授業を進めており、計画どおりに進展している。

漆芸分野

平成 25 年度の 1 年次（2 期生）の課題完成に遅れが見られたが、平成 26 年度の 1 年次・2 年次・3 年次については計画通り順調に課題をこなしている。

木工分野

当初の計画通り、充実した内容で実習科目を実施している。

陶芸分野

1 年次・2 年次の一部に課題に遅れが見られたが、1 年次については計画通り順調に課題をこなしている。

・文化財修理コース

日本の大学における文化財教育で、ほんものの文化財を用いて修理演習を行うというおそらく初めての実践に挑戦している。お預かりしている仏像を実際に修理するという緊張感ある現場で、学生は立ち居振る舞いから始まり、たいへん学ぶことが多い。第一線の講師陣の直接指導の下、計画通りに進んでいる。

・工芸デザインコース

計画どおりに実施できている。2 年生は、分野実習で培った手わざに加えて企画力や想造力を伸ばす演習や実習授業を行っている。3 年生は、さらに市場性や社会性などの実践力を身につけるカリキュラムとなっている。合わせて、企業インターンシップやフランスのエコール・ブールの国立工芸学校への短期留学など幅広い知見が得られる教育環境を形成している。

・建築コース

建築コース（伝統建築・建築デザイン）では、実習Ⅰ（伝統建築：雛形制作、建築デザイン：設計演習と実寸模型制作）実習Ⅱ（伝統建築：調査実習、建築デザイン：設計演習）の調査実習は当初計画通り進行している。

5-7 視聴覚教育の実施状況

5-8 他大学、短期大学等との単位互換の方針と状況

本学では、教授会が教育上有益と認める場合は、他大学等で開講されている授業科目の履修を認め、そこで修得した単位を認定する。

本学が認める他大学等で修得した単位について

- ・他の大学等において履修した授業科目について修得した単位のうち、本学のカリキュラムに照らし合わせて有用と認められた単位
- ・大学コンソーシアム京都単位互換制度により修得した単位
- ・外国の大学等に留学して修得した単位

他大学等で修得した単位の認定について

- ① 他大学等で修得した単位は 60 単位を超えない範囲で、本学における卒業に必要な単位として認めることがある。なお、60 単位の上限は、個々の制度、プログラム毎ではなく、他大学等で修得した合計単位の上限となる。
- ② 入学前に修得した単位を認定された場合は、①と合わせて 60 単位が上限となる。

5-9 編入学希望者への指導状況

平成26年4月より、3年次に編入学生（2名）を受け入れている。

5-10 職業資格取得に係る指導状況、取得状況

全コースの学生が任意で建築を学ぶ場として、併設する京都建築大学校に2部を設け、京都美術工芸大学のキャリアサポート講座として提供している。自らが制作する美術工芸を囲む空間を構成するための知識を身につけ、作品と共に提案できる人材養成を目的としており、平成26年度の希望者は入学者の過半数を超えている。

1期生 4人

2期生 23人

3期生 44人 計71人/176人 全学生の40%が受講

さらに二級建築士受験対策講座等の開講を平成27年度実施予定。

5-11 進級状況（留年、休学、退学）

進級状況としては、休学：平成24年入学生（0）名、平成25年度入学生（4）名。
退学：平成24年入学生（3）名、平成25年度入学生（6）名である。（平成26年3月31日時点）

1年次後期に自己発見レポートを学生に作成させ、それを元に個別面談を行っている。各学年とも個別面談を行い、教学部門とクラスアドバイザーが連携してきめ細く修学支援している。

専門実習に関しては、前期、後期とも授業が1/3ほど進んだ頃に学生の出席不良調査を行い、それぞれの実習担当教員とクラスアドバイザーにより履修指導を行っているが、実習カリキュラム的に履修が困難な学生に関しては、夏期および冬期休暇中に実習の補講を行うことで条件付き進級ができる旨を事前説明しており、学生の十分な理解を得ている。

退学理由の進路変更ならびに家庭の事情（経済理由を含む）のいずれにも、個別面談の充実が必要である。今後は、心身に関する事情や就職不安による退学も予想されることから、キャリアサポートの強化を図っている。キャリアサポート室を設置し、キャリア委員による個別面談やオフィスアワーの活用、就職ガイダンスなどを実施している。また、保健室には看護師を配置し、心のケアを含め準備している。

学力優秀な学生に対しては、独自の奨学金制度により入学時（40万円免除）ならびにGPAの高い在學生（10万円免除）に実施している。

5-12 教授方法の（授業方法の工夫・研究の工夫・研究）ための取組

教授法の研究は、FD活動や学内研修会・研究会を開催し、授業内容や方法の組織的な改善を図っている。

FD活動は「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み」であると認識している。本学は学長を委員長とする「FD推進委員会」を設置し推進体制としている。現在は、自己点検・評価委員会と合同で実施している学生による授業評価の活用や大学コンソーシアム京都で開かれる教育内容改善に関する研修講演会への出席などにより教員の教育技法の改善を行っている。

5-12の自己評価

FD活動は「教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取り組み」であると認識している。本学は学長を委員長とする「FD推進委員会」を設置し推進体制としている。現在は、自己点検・評価委員会と合同で実施している学生による授業評価の活用や大学コンソーシアム京都で開かれる教育内容改善に関する研修講演会への出席などにより教員の教育技法の改善を行っている。

5-12の改善・向上方策

今後の進め方としては、授業参観教員による授業法評価等のアセスメント関連の充実をはかる。また、一方向的な講義形式の教育とは異なる、グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワークなどのアクティブ・ラーニングの情報共有作業を行い、学修者が能動的に学修することによって、汎用的能力の育成を図る。

5-13 教員の教育活動に対する評価の工夫

授業科目の配当に当たり、全ての授業計画で少人数教育を行っている。語学教育では1クラス50人以下にするなど適正に対処している。

学生の創造的・主体的学習を促進するために、1年次から4年次を通して、技術の習得に加えて忍耐力を育む科目として、週に1.5～2日間の実習科目を配置している。

5-13の自己評価

・伝統工芸コース

工芸に必要な技術・知識・教養を身に付ける教育が計画通り進展している。

・文化財修理コース

修理技術の習得だけに留まらず、文化財を通して日本文化を深く学び、未来志向の教育目標を持っている。授業や演習にほんものの文化財に接する機会を作り、学生たちが五感で学ぶことを重視している。その成果は着実に上がっており、卒業後は文化財に関わる様々な分野で活躍してくれると確信している。

・工芸デザインコース

伝統工芸を理解し、そこから学び取ったものを活用しながら革新的なものづくりができるクリエイターを育成することを目的としている。履修モデルの周知により、基礎科目、基幹科目、展開科目の履修をフォローしており、教育目標や養成する人材像の観点から計画どおりに進展している。

・建築コース

建築コース（伝統建築・建築デザイン）では、座学による専門知識の習得と、実習による施工技術・材料知識の積み上げが、当初の計画通り進行している。これにより、知識と技術をあわせ持つ新しい人材の養成が進んでいる。

5-14 学生による授業評価等

組織又は教員として授業内容・方式を充実させるために、自己点検・評価委員会、FD推進委員会との合同で学生による授業評価アンケートを前期と後期授業終了時に実施しており、グラフ化したアンケート結果を学内に掲示している。

合わせて自由記述を含めたアンケート結果を各教員に送付し、アンケート結果を踏まえた授業改善の方針を担当教員が記入した「授業評価に対する教員回答報告書」を回収して、次年度に向けた教育内容改善に役立てている。

6. 成績評価・単位認定

6-1 成績評価・単位認定の在り方、基準

厳格な成績評価により、学習成果の質を確保するため、GPA(Grade Point Average)制度を導入している。GPA によって自分の学習効果を自分自身で把握することができるメリットがあり、本学では科目の履修にあたって、ただ卒業するのに必要な単位を取得するのではなく、学生が主体的にかつ充実した学習効果をあげることを目的としている。

学生には「履修の手引き」により、GPA 制度を学生に明示している。また、個別面談でも直接 GPA 評価の仕組みと効用を周知させている。

成績等の表示および成績評価基準

区分	評価	成績評価基準	GP	評価内容 (英文内容)
合格	秀	100 ~ 90 点	4	特に優れた成績を表す。 (Excellent)
	優	89 ~ 80 点	3	優れた成績を表す。 (Very Good)
	良	79 ~ 70 点	2	妥当と認められる成績を表す。 (Good)
	可	69 ~ 60 点	1	合格と認められる最低限の成績を表す。 (Satisfactory)
不合格	不可	59 点以下	0	合格と認められる最低限の成績に達していないことを表す。 (Failure)
GP	認	単位認定科目	—	転編入や留学などにより他大学等で修得した科目を本学の単位として認定したことを表す。 (Credits Transferred)
対象外	W	履修中止	—	所定の手続を経て、履修を中止したことを表す。 (Withdrawal)

GPA の算出方法

$$\frac{4.0 \times \text{秀の修得単位数} + 3.0 \times \text{優の修得単位数} + 2.0 \times \text{良の修得単位数} + 1.0 \times \text{可の修得単位数}}{\text{総履修登録単位数 (「不可」の単位数を含む)}}$$

(注1) 「認 (単位認定科目)」、「W (履修中止)」は、計算式に含まない。また、博物館学芸員養成科目など卒業所要単位に算入しない科目は、GPA の算出の対象としない。

(注2) 「総履修登録単位数」には、不合格科目 (不可評価) を再履修し、合格の評価を得た場合および再履修の結果再び不可評価であった場合の、それぞれ再履修前の不可評価については、通算の GPA には算入しない。ただし、学期ごとに算出する GPA にはそれぞれ算入する。(注3) GPA は、小数点第4位を四捨五入し、小数点第3位までの数値で、次のとおり成績通知表および成績証明書に記載する。

成績通知表 …… 学期ごとの GPA、通算の GPA

成績証明書 …… 通算の GPA

GPA による履修指導

- ① 各学期（1 セメスター）に履修できる単位数については、学生個々人の学習進度に応じて GPA により履修指導を行う。
- ② GPA の成績優良者には表彰等により、学習成果を評価する。
- ③ GPA の成績不良者には、就学意思の確認と共に、学習支援を行う。
- ④ 2 年次後期から分かれるコースを決定する上で、GPA 評価を考慮する。

単位認定

本学における教育課程は「大学設置基準」に基づく単位制を採用している。単位制とは、授業科目を履修して試験・判定に合格することにより、授業科目ごとに定められている単位を修得する制度でありその単位合計が一定の要件を満たすことにより卒業が認定される。卒業のためには以下の要件を含んで、**124単位以上**を履修することが必要である。

科目区分		
教養教育科目	教養科目	
	伝統文化科目	
	コミュニケーション科目	
	キャリア形成科目	
専門教育科目	美術工芸科目	基本科目
		基幹科目
		展開科目
	専門実習科目	工芸基礎系
		伝統工芸系
		工芸デザイン系
		文化財修理系
		建築デザイン系
		伝統建築系
		全コース共通（卒業制作）

教養教育科目：42単位以上

- ・教養科目：22 単位以上選択
- ・伝統文化科目：必修4 単位を含む8 単位以上選択
- ・コミュニケーション科目：必修 2 単位を含む 6 単位以上選択
- ・キャリア形成科目：6 単位以上選択

専門教育科目：82 単位以上

- ・美術工芸科目：必修 6 単位を含む51 単位以上選択
ただし、基本科目において、選択科目11 単位以上
基幹科目において、選択科目14 単位以上
展開科目において、選択科目14 単位以上を選択
- ・専門実習科目：31 単位選択

・工芸基礎系 「陶芸」・「木工」・「漆芸」・「彫刻」・「建築デザイン」のうちいずれかの分野において「工芸実習導入」「工芸実習基礎Ⅰ」「工芸実習基礎Ⅱ」の合計11単位を選択必修とする。

・伝統工芸系・工芸デザイン系・文化財修理系・建築デザイン系・伝統建築系
いずれかの科目区分の「専門実習（演習）Ⅰ」「専門実習（演習）Ⅱ」「専門実習（演習）Ⅲ」の合計14単位を選択必修とする。

・卒業制作 卒業制作は専門実習科目の伝統工芸系・工芸デザイン系・文化財修理系・建築デザイン系・伝統建築系のうち、履修要件を満たした科目分野・区分において6単位必修とする。

7. 卒業生の進路状況

7-1 職業指導及び卒業生の就職状況

卒業後の進路については、各学年での個別面談においてきめ細かく学生の志望や意欲を把握し、各コースやキャリアサポートセンターでの指導に役立てている。また、職業指導については、キャリア形成科目(しごと論ⅠⅡ、社会活動ⅠⅡ、インターンシップ)、キャリア開発プログラム(自己分析、業界講演会など)、資格取得支援講座などを通じて体系的・組織的に実施している。

7-1の自己評価

本学独自の全学的なキャリア支援の取組を通じて、学生の大きな成長ぶりを実感している。また、公的な就業支援機関(京都ジョブパーク、ハローワークなど)や企業等の協力も得て、実践的な職業指導を実施している。

とくにインターンシップについては3年次の選択科目であり、平成26年度は一期生による本学として最初の取組みであったが、7割以上の学生が履修し大きな成果をあげることができた。インターンシップ実習先は大学で準備はするものの、学生が自己開拓することも推奨し、また事前学習を通じて、実習先の課題を設定し問題解決に役立つような取組を指導した。その結果、単なる職業体験にとどまらず、実習先との深い関係を構築し、実習先に喜んでいただき、学生の能動性や自信の芽生えが顕著に認められた。また、この成果を二期生に伝承するインターンシップ体験発表会を開催したが、本学独自の理念を持ったインターンシップとして定着されつつある。

社会活動については、森林保全、美山祭、漆植栽地保全、工芸体験指導、国際交流、地域美化などの多様な活動メニューを準備し、学生が地域社会・国際社会に積極的に貢献する機会とした。関係する方々からは、本学学生の真摯でフレンドリーな態度に好感が寄せられ、学生の成長をサポートしていただいた。

キャリア支援講座が未開講であったので、総合コミュニケーションや工芸経営学などの中で、就職等に必要の対策講座を実施した。次年度以降は、この経験をふまえて抜本的に改善する。

7-1の改善・向上方策

コースごとの進路指導とキャリアサポートセンターの充実・強化により、まず一期生全員の納得のいく進路開拓に全学一丸となって取り組む。

そのため、学生個々の特長をふまえた上での進路・就職等の相談指導を徹底する。また、今年度の実績を継承するとともに、新年度では、キャリア支援講座を体系的に整備し、業界・業種研究、筆記試験対策、作文・小論文指導、企業説明会、面接対策などを含む就職活動等の支援に万全を期する。

7-2 卒業生の大学・大学院への進学状況

コースでの指導や個別進路面談などを通じて、進学志望者の把握を行いたく確かな指導を行う。

7-2の自己評価

個別面談の結果、大学院や高度専門研修所、海外留学などの進学を志望する学生が存在する。個々の学生の志望状況をよく把握し、学生の能力をさらに引き出せるよう進学指導を徹底する。

7-2の改善・向上方策

進学志望者への的確な指導を行い、学生の満足度を高める。

8. 研究活動

8-1 教員の研究業績、研究・研究誌の発行状況と編集方針

本学の研究活動の振興と支援に関することを規定した京都美術工芸大学学術情報委員会規程を制定し、学術情報委員会を開学初年度の平成24年4月に発足させた。

また同時に、京都美術工芸大学個人研究費規程を定め、教員の研究活動を奨励する個人研究費を支給する制度を整えた。

これらによる研究成果は、各教員が所属する学会や作品展等で発表するほか、本学の紀要で報告することとした。

8-1の自己評価

学術情報委員会で、教員採用時に提出された研究業績をもとに業績の集約を行うと共に大学の完成年度を目途に紀要を創刊する予定であったが、小規模大学の範囲に留まらず学外研究者とも連携しながら研究活動を行うべく、平成26年10月に本学が主体となり「日本伝統文化学会」を設立した。本学教員を含む会員の研究成果は、当該学会誌で発表することとした。

8-1の改善・向上方策

「日本伝統文化学会」を中心とした研究活動を充実させると共に、公的研究費の確保を奨励するなど、教員の研究活動の実績を向上させ、その成果を学会誌等に反映するよう努める。

8-2 構成員による研究成果の発表状況

現在開学3年目であり、教員の研究活動は個人研究費等により継続中であり、完成年度の平成27年度に、その成果を発表する予定である。

8-2の自己評価

現在は個々が所属する学会での発表に留まっているが、平成27年度に発刊予定の「日本伝統文化学会」誌には、できるだけ多くの本学教員の研究成果を発表する予定である。

8-2の改善・向上方策

「日本伝統文化学会」を始めとする学会活動のほか、公的研究費の獲得による、教員の研究活動の専門化、高度化を推奨していく。

8-3 共同研究の実施状況

平成26年度に、自治体等との連携、大学間連携による共同研究体制を整えることが出来た。具体的な内容は次のとおりである。

- ①兵庫県川西市と埋蔵文化財の素材分析研究
- ②京都市産業技術センターと文化財総合分析研究
- ③光産業創成大学院大学と包括的共同研究

8-3の自己評価

本学と川西市・京都産業技術センターと産官学連携により、川西市内から発掘された「弥生式土器」の素材分析研究を平成26年度から開始した。

光産業創成大学院大学とは、平成26年11月4日に包括連携協定を締結した。現在、研究に関する情報交換を行っており、来年度以降、共同の研究プロジェクトを開始する予定である。

8-3 の改善・向上方策

当該共同研究は、美術工芸系大学と技術・工学系研究機関との異分野連携によるもので、その成果が期待される。着実に研究活動を積み上げていきたい。

8-4 研究費の財源

研究費について、教員1人当たり配分額は300千円を上限として、平成26年度個人研究費として総額3,575千円を支給している。

8-4 の自己評価

個人研究費の支給に加えて、毎年度科学研究費を取得している。(平成25年度は、2件で2,275千円)。

8-4 の改善・向上方策

さらに外部資金導入増を目指したい。

8-5 研究費の配分方法

研究費については、研究計画と研究実績に基づき、妥当な額を適切に配分しており、研究活動促進のため、教員に総額約3,575千円の研究費を支出している。

8-5 の自己評価

研究費の配分は、適切に行われている。研究助成・出版助成のための基金は設定していないが、個々に稟議により、適切に執行している。

8-5 の改善・向上方策

さらなる外部資金の獲得などに努めたい。

8-6 学会活動への参加状況

個人研究費の支出区分に学会関係支出を明記しており、教員の国内外での学会活動を支援している。

8-6 の自己評価

適切な支援が行われている。

9. 教員組織

9-1 専任教員・非常勤講師の配置状況

平成26年度4月時点での専任教員は20名であり、内訳としては教養科目担当教員が教授3名で、専門科目担当教員は、講義を主として指導する教員が教授3名、講師1名で、演習・実習を主として指導する教員が教授4名、准教授3名、講師5名、助教1名となっている。

また、非常勤はおおむね70名である。

9-1の自己評価

現時点での教員配置上の大きな問題点はないものと判断しているが、来年度に4年次までの学生が満たされるため、特に実習・演習指導をする非常勤講師を計画に従い配置する必要がある。

9-1の改善・向上方策

上記、実習・演習系担当教員の配置については専任教員の変更にもない、当初予定していた教員以外にも柔軟に採用する計画である。採用については、教育的見地を最優先として教学委員会にて公正な選定を行う予定である。

9-2 教育補助者、研究補助者の配置状況

学生数が計画通りに推移していない現在、専任・非常勤教員の教育・研究上必要な補助的業務は大学事務部にて執り行っている。

9-2の自己評価

9-2の改善・向上方策

9-3 出身大学の構成

学長は東京大学であり、専任教員は京都大学3名、大阪大学1名、京都市立芸術大学1名、京都工芸繊維大学3名、東京芸術大学2名、その他7大学となっている。

9-3の自己評価

現在、出身大学は偏ってはいない。

9-3の改善・向上方策

今後も出身大学にとらわれず、教育実績、研究業績ならびに技術・技能等を公正に評価し採用していきたい。

9-4 年齢構成

学長（70歳）を除き、専任教員は37～69歳で分布（30代3名、40代3名、50代5名、60代9名）しており、平均55.3歳（20名）である。

9-4 の自己評価

新設大学であり、経験豊富な教授陣を配置したため、やや高齢者が多い。

9-4 の改善・向上方策

今後高齢者の退職に伴い、若い教員を順次採用し、年齢構成の改善を図っていききたい。

9-5 採用、昇進の手順・基準

専任教員の採用において、国籍、性別、出身校、教歴に基準を設けていない。現在、教員の国籍は、全員日本であるが制限しているわけではない。今後、世界に向けて門戸を広げていきたい。性別は、男性18名に対し、女性2名であり、男性の比率が高く、今後、女性の積極的な登用も検討していききたい。現在、大学の専任教員歴のある者は3名、非常勤教員歴のある者は10名、その他工芸士等の経歴の者は10名である。学歴・学位や教歴にとらわれず、技術・技能の実務教育のできる教員を積極的に採用しているが、今後もこの方針は継続していききたい。

教員の採用・昇進については、教授会の専門委員会である「教員人事委員会」で発議、審査が行われ、推薦を基に理事会で決定される（京都美術工芸大学教員人事委員会規程：規程番号 232-07）。審議においては、直筆履歴書、学術的業績書、健康診断書、その他必要と認める書類により行われる（学校法人二本松学院教職員任免規程：規程番号 651-01）。また、教員の免職・解雇においても採用と同様の手順で行われる（学校法人二本松学院教職員懲戒規程：規程番号 631-01）。

専任教員の昇進のための発議・審査・決定は、教授会の専門委員会である「大学個人評価委員会」が発議・審査を行い、理事会で決定される（京都美術工芸大学教員個人評価規程：規程番号 662-01）。個人評価は、教員の活動を「教育」、「学術・研究」、「組織運営」、「社会貢献」の4領域で行うが、本年度は、開学間もないこともあり、学校法人で実施している「勤務評価」で個人評価を行っている。完成年度（平成27年度）には、規程に基づく評価を実施したい。

9-5 の自己評価

前述のとおり、特に問題ないと認識している。

9-5 の改善・向上方策

新規採用時は、高齢化が進んでいるので若手の採用を意識し、年齢構成の改善を図っていききたい。

9-6 教員の兼職の方針と状況

専任教員の学外の兼職については、規程（学校法人二本松学院 教員の兼業・兼職規程：規程番号 641-01）を設けており、兼業・兼職願（様式）は所属長を経て理事長に提出し、承認を受けることとしている。

9-6 の自己評価

本学の高度な技術・知識を有する教員に対して各々の分野において主要な位置を占める研究・教育機関等より強い要請があり、本学教員の協力が本学の教育・研究に貢献し、かつ本務に支障をきたさない場合に限り、十分吟味の上嘱託を許可している。各該当教員の外部機関への嘱託協力は本学の研究活動促進、研究に対する学生の動機付け、教育プランの向上、学生への取り組み方の改善等、重要なフィードバック効果をもたらしている。

9-6の改善・向上方策

完成年度（平成27年度）以降も引き続き、規程に従い本務に支障を来さない前提での兼職を認める予定である。

9-7 教員人事についての長期計画

教員人事についての採用計画は「京都美術工芸大学設置認可申請書」に基づく完成年度まで中期計画は行っているが、長期計画は行われていない。現在、教授10名、准教授3名、講師6名、助教1名と教育効果の高い職位配置をしている。また、教育配置としては、伝統工芸コース10名、建築コース3名、文化財修理コース1名、工芸デザインコース3名、一般教養系（専門分野の座学含む）3名としており、バランスが取れている。

9-7の自己評価

現状で特に問題ないと認識しているが、今後は、各専門分野の教員の充実を図ってきたい。

9-7の改善・向上方策

完成年度後は、学部や学科、定員、施設の見直し、長期的な人事について検討してきたい。

9-8 教員の資格審査及び人事計画

専任教員採用は、中期的な教育・研究計画に従った人事計画に基づいて行われており、現在、教育配置は、伝統工芸コースは教授3名、准教授2名、講師4名、助教1名。建築コースは教授2名、講師1名。文化財修理コースは教授1名。工芸デザインコースは、教授1名、准教授1名、講師1名。一般教養系（専門分野の座学含む）は教授3名からなる。

9-8の自己評価

現在、本校の理念「わが国の伝統と文化を尊重し、その継承と文化の創造を担う有為な人材を育成するため、美術工芸に係る教育・研究を行い、併せて教養を身につけた専門職業人を育てる」に基づく教育は計画通り遂行されているが、より充実を図るため、建築系の科目の追加や教員の見直しを行っている。これらの変更は、その都度、文部科学省に届け出ており、AC教員審査を受けており、特に問題はない。

9-8の改善・向上方策

完成年度（平成27年度）後の教員の資格審査は、教員の採用・昇任については教授会の専門委員会である「大学個人評価委員会」ならびに「教員人事委員会」で発議、審査を行い、推薦を基に理事会で決定していく予定である。

10. 施設設備

10-1 施設設備の整備・運用状況

本学及び〈専〉京都建築大学校と〈専〉京都伝統工芸大学校の2つの専門学校から構成される本学院のキャンパスは、JR嵯峨野線の園部駅西側に位置し、西口駅前広場から直接アプローチでき、校地面積は77,308m²である。本学院開設以来、校地の整備には常に周辺環境との調和と、景観への配慮を行ってきた。傾斜地の緑化や既存の樹木を残し、緑に包まれた環境が維持されている。

キャンパス内の丘陵の頂と8号館の東側には学生が自由に使用できる共用の運動場として、8,799m²を有している。

現在1年次から3年次の学生がカリキュラムに従って教室を利用している。講義系は、100名を収容する421教室・45名を収容する424教室・425教室、そして280名を収容する432階段教室を、演習系は、50名を収容する423教室、25名を収容する427教室、428教室、30名を収容する1031教室、1032教室、そして100名を収容する1033教室を利用している。また、実習系については各コースの実習室を配置しており、1年次は木・金に、2年次は月・火に、3年次は水・木にそれぞれあてがわれたスペースで実習を行っている。設備・スペース的には特に問題なく稼働していると言える。

情報処理施設としては4号館4階の「コンピュータールーム」を有しており、1年次には「情報基礎演習」、2年次には「IT活用応用演習」「コンピュータデザイン演習」の授業で利用している。また学生へのコンピュータ利用環境として、11号館の図書館に11台のネットワークに接続されたコンピュータと、3台の視聴覚用コンピュータを配置している。

11号館2階の体育館には、平成26年7月にバドミントンコート及びネットを2面設置し、学生に開放している。同体育館では、バドミントン以外に軽音楽部への開放も行っており、毎週学生が利用している。また、体育館以外のスポーツ施設としては、本キャンパスのほぼ中央に位置する、「第1グラウンド」、「第2グラウンド」がある。平成26年7月には、フットサルゴール及び倉庫を設置し、かつ一部フェンスの増設も行い学生のグラウンド利用促進を図っている。

学生自習室は、11号館1階の図書館内に配置しており図書館解放時間帯（AM9:00～PM18:30）に開放している。また、学生控室については7号館1階に配置しており食堂のカフェテラスと兼用で学生が利用している。

医務室については、4号館グランドフロアのキャリアサポートセンター内に配置している。学生の利用頻度は少ないが、気分が悪くなった際の休憩場所としての利用がなされている。怪我をした際の処置については、最寄りの丹医会病院への搬送にて対応している他、週二回は看護師が勤務している。食堂は、学生控室でもある7号館1階カフェテリアに併設しており、昼休みの時間帯（11時頃から2時頃まで）に営業している。学生のサークル活動としては、以下のとおりである。

軽音楽サークル
山岳部
モデリング部
陶芸サークル
ダンスサークル
スポーツサークル
IOTACサークル
書道サークル
フットサルサークル

バドミントンサークル
昔のたてもの研究会
写真サークル

運動系のサークルは、11号館体育館およびグラウンドを利用しており、その他のサークルは、教室・実習室ないしは校外を利用している。

10-1の自己評価

施設設備については、設置申請当初の計画に従って運用管理している。現時点では特に問題となる事項はないものと判断する。

10-1の改善・向上方策

今後、更なる設備等の充実を図る具体的提案が教員、学生、その他の部署から要望として挙がった際には内容を精査したうえで対応していく予定である。

10-2 図書館の利用状況

開学初年度の利用頻度は、貸出冊数：767冊 閲覧者数：5,171人、2年目である平成25年度は、貸出冊数：3,295冊 閲覧者数：15,142人、3年目である平成26年度（4/1～9/30）は、貸出冊数：2,195冊 閲覧者数：9,714人で推移し、現時点で、前年度対比153.2%である。

10-2の自己評価

利用状況が幾分低いこと、蔵書管理ソフトの能力が低い点が課題である。また、一部の学生から開館時間の延長要請が出ている。

10-2の改善・向上方策

開館時間の変更、図書館情報の発行、蔵書管理ソフトの改良などにより改善・向上を検討中である

10-3 学術情報システムの整備・活用状況

大学設置時の計画蔵書数は、8,000冊〔内300冊が外国書〕、学術雑誌は、30冊であったが、平成26年度現在、寄贈図書を除く蔵書数は8,705冊〔内302冊が外国書〕、学術雑誌は60種類と開学3年目で計画達成した。

また、他大学の図書館・学術情報センターなどと相互利用制度を整備したほか、学術情報の流通に関して教員に対するサービスとして、文献・情報の検索、文献の複写、取り寄せ、情報処理用PCの提供など行っている。

10-3の自己評価

現在、大学コンソーシアム京都、私立大学図書館協会を核にした相互利用制度に加入、さらに地域図書館との交流などこの制度の拡大を検討中である。

学術情報の流通に関して、NACSIS、OPAC、その他のデータベースを介した情報検索、取り寄せ、複写などのサービスを行っている。また、PCを12台設置し情報処理の便宜を図っている。

10-3の改善・向上方策

相互利用制度の利用促進策や、美術系データベースの導入、データベースの利用促進を検討するなど、附属図書館としての機能向上に努めていく。

10-4 その他

通学のための交通手段は、公共交通機関(JR 嵯峨野線)とスクールバスがある。スクールバスのルートは、大阪(千里中央)ルート、兵庫(川西・池田)ルート、京都(京阪淀駅・西山天王山)の3ルートを本学の学生以外に、姉妹校である京都建築大学校と京都伝統工芸大学校の学生を対象に運行している。実際にこれらの交通手段を利用している学生の割合は約40%であり、おおむね残りの学生については、本学周辺の個人で賃貸アパート等に入居しているか、本学院の所有している学生寮の入寮している。

10-4 の自己評価

上記交通機関を利用すれば、JRであれば京都駅から快速で約40分で園部駅へ到着でき、スクールバスについてはおおむね40分から1時間で本学に到着する。現在のところ、特に通学上の問題はないと判断する。

11. 国際交流

11-1 留学生の受入状況（受入数、奨学金、宿舎等）、指導体制

交換留学生について：

交流協定に基づいた交換留学は短期留学のみであり、フランス エコール・ブール国立工芸学校と毎年7～8名の学生が交換留学を行っている。研修期間は1ヶ月である。

来日する交換留学生は原則日本語を使用せず、所属コース教員が英語で指導し、国際交流担当教員（フランス語1名 英語1名）が適時補佐をする。補助教材として国際交流担当教員（フランス語）が事前に実習分野の日仏語彙集を編纂し、それを教員、学生双方が使用している。

11-1 の自己評価

交換留学生については、留学生アンケートでも留学に満足したとの回答が寄せられており、適切なサポートができていると考えられる。

11-1 の改善・向上方策

交換留学生については、特に国際交流担当教員（フランス語）の授業や生活へのサポートに対する評価が高く、現時点では問題はないが、今後引き続きアンケート調査等を行い、改善可能な点を確認したい。

11-2 在学生の海外留学・研修の方針と状況

交流協定に基づいた交換留学として、フランス エコール・ブール国立工芸学校に1ヶ月の短期留学を行い、ホームステイをしながら各コースに分かれ英語で指導を受けている。

留学希望者を対象に、前年の留学経験者の報告会を行い、留学が決定した学生については、フランス語の留学準備用コース「日常生活および実技に関する用語を学ぶ」（1セメスター14回、単位認定なし）および英語の特別授業（単位認定なし）を設け、コミュニケーション力の向上を図っている。また、それと並行し、フランスからの留学生受け入れのために、在学生を対象とした「訪日留学生を迎えるためのフランス語講座」（1セメスター8回、単位認定なし）を開設している。

11-2 の自己評価

在学生の海外留学については、学業においても生活においても帰国後に満足感と充実感が報告されており、適切な援助とサポートが行われていると考える。

11-2 の改善・向上方策

留学準備語学コースは現地で役に立ったと好評であり、サポート体制は適切に行われていると考えられるが、今後留学希望者が大幅に増える場合とその対応を想定しておく必要がある。

11-3 教員の在外研究の方針と状況

本学は開学後間がないため長期間職場を離れることが困難であり、教員の長期在外研究は行っていないが、学生を引率する1週間のイタリア研修、交換留学の引率を兼ねた1週間のフランス エコール・ブール国立工芸学校滞在という短期間の海外訪問を、現

地の工芸指導者との意見交換と自己啓発の機会としている。

11-3 の自己評価

上記のとおり、本学教員が長期間職場を離れることは現在困難であるが、イタリア研修における現地博物館での担当者との会談、エコール・ブール国立工芸学校での現地教員たちとの意見交換等が若手教員の自己啓発の機会となっている。

11-3 の改善・向上方策

現在は学生研修、交換留学生の引率の機会を利用して現地教員たちとの意見交換を行っているが、その対話を延長し、渡航前および帰国後もインターネット等を通して意見交換を続けることは可能である。

11-4 海外からの研究者の招致状況

交流協定に基づく提携校エコール・ブール国立工芸学校では教員が長期間職場を離れることが困難であるため、主に交換留学生の引率を兼ねた短期間の本学滞在を本学の教員との意見交換と技術研修の機会としている。滞在宿舎は本学が負担している。

平成25年3月にエコール・ブール国立工芸学校より5名の教員が本学に1週間滞在し、本学教員をはじめとする日本の伝統工芸士と意見交換を行った。平成25年11月には2名、平成26年11月には1名の教員が交換留学生の引率として本学に滞在し、日本の伝統技術研修と本学教員との意見交換を行っている。

平成26年8月にはイタリア アレッサンドロ・ヴィットリア美術学校から2名の教員が本学を訪問し、伝統技術に関する意見交換および、美術学校における語学教育に関する意義深い意見交換を行った。

11-4 の自己評価

フランス エコール・ブール国立工芸学校、イタリア アレッサンドロ・ヴィットリア美術学校ともに訪日期間の短さにかかわらず、本学を訪問した教員からは大変満足できたとの回答を得ている。

11-4 の改善・向上方策

交流協定を結んでいるフランス エコール・ブール国立工芸学校からは、学生だけではなく教員の交換研修の提案がなされており、この提案を今後の国際交流において考慮に入れる必要がある。

11-5 海外の大学・短期大学との交流協定の締結状況と活用状況

大学開学以前に法人が交流協定を締結していたため、本学は開学初年度よりフランス エコール・ブール国立工芸学校との交流が可能となっている。初年度および開学2年目は留学生の受け入れのみを行い、開学3年目に始めて本学から交換留学生を送り出した。留学生の交換は、実際に留学する学生だけではなく、留学生を受け入れる在学生の視野を広げ、語学修得と異文化理解のインセンティブとなっている。

協定は3年ごとに更新されることになっており、長期間の交換留学、教員の交換研修など、一層の交流活動を目指した提案が現在双方から出されている。

11-5 の自己評価

交流協定を結んでいるフランス エコール・ブール国立工芸学校側においても本学においても交換留学制度は有意義なものと考えられている。

11-5 の改善・向上方策

本学では南丹市国際交流協会の協力を得て、本年度始めて留学生の南丹地域ホームビジットを行い、留学生と地元ホストファミリー双方から異文化理解における貴重な機会を得たという回答を受けている。この成果を受け、今後は大学間の交流をキャンパス内のみ限定せず、地域との連携を考慮に入れることが可能であるとする。

12. 社会と連携

12-1 公開講座の開設状況

都心に立地する学外施設（京都市、大阪市）を活用し、またオープンキャンパスや大学祭などの機会に公開講座や体験学習の場を提供するべく検討している。

12-2 社会人の受入れ

社会人の特別選抜制度はないが、社会人の入学実績はある。社会人の受入拡充について、検討していく。

12-3 社会の生涯学習事業に対する連携協力状況

- (1) 本学客員教授の高階秀爾による公開講座を、本学内にて平成26年10月27日に開催した。「美術と工芸」というテーマで約400名の来場があった。
- (2) 本学学長による連続公開講座を、京都伝統工芸館にて平成26年9月19日～平成27年3月6日まで10回にわたり実施した。「琳派の作家たち～400年の系譜」というテーマで延べ700名の来場があった。

12-4 教員の学外活動状況

教員の学外活動状況は学会発表や個展のほか、有識者として各種の外部委員、学会役としての活動を行っている。

また、国際交流の学外活動として、京都府国際センター、南丹市国際交流協会と協力し、京都府下在住の留学生および地元在住外国人を対象とした国際交流プロジェクト「Field Trip in Nantan」を国際交流担当教員を中心に平成25年より毎年行っている。

12-5 学外の意見を教育研究に反映させる仕組み

未確立である。学外の意見を教育研究に反映させる仕組みを検討していく。

13. 管理運営、財政

13-1 教育研究に関する意思決定の方法・体制

本学の教学に関し、その実施の円滑な運営を図るために教学委員会を、また研究活動の振興、支援を審議する目的で学術情報委員会を組織し、年間通じて適宜委員会を開催している。

また、大学設置基準第41条の規定に基づき、教育・研究に関する業務を担当する組織として大学事務部内に、「教学センター」を設置している。

13-1の自己評価

- ・「京都美術工芸大学教学委員会規程」平成24年1月26日制定、同年4月1日施行
- ・「京都美術工芸大学学術情報委員会規程」 同

同規程に定めている学術情報委員会の所掌審議事項は、次のとおり。

- (1) 図書館の運営方針に関すること。
- (2) 学生の図書閲覧に関すること。
- (3) 学生図書の購入に関すること。
- (4) その他図書館の運営に関する重要事項
- (5) 教員の学術研究（共同研究と個人研究）の総合的調整に関する業務
- (6) 研究経費の予算執行と調達に関する業務
- (7) 学内・外の学会及び学術団体に関する業務
- (8) 受託研究に関する業務
- (9) 科学研究費、学術奨励及び研究助成金の申請報告に関する業務
- (10) 研究紀要の発行に関する業務
- (11) 附属研究所の運営に関する業務
- (12) 学内外特別研究員等に関する業務
- (13) 関係学内委員会に関する業務
- (14) その他教授研究者及び研究支援、研究諸活動に関する業務

13-1の改善・向上方策

平成27年度に大学の完成年度を迎え、いよいよ教育研究を本格化させ、社会的使命を果たさなければならない。そのため、今以上に、教育研究体制の充実、強化を図っていく。

13-2 事務組織

事務組織は、学部の事務組織と法人とは分離されており、事務分掌規程によって規定されている。職員の専任・非専任については、11名の内ほとんどが専任である。事務職員について、OJT や外部研修会等を利用して、個々の業務習熟やスキルアップを図っている。

採用は必要に応じて行い、職員の評価・昇進は、年に二回勤務評価を行い、個々人の能力と業務内容により適切に行われている。採用の長期計画は整備していないが、必要に応じ適切に対応している。

13-2の自己評価

事務組織について、大学事務、キャリアサポート、図書館等へ職員を適正配置している。採用や人事異動については、適切に個々に採用や人事異動等を実施している。

13-2の改善・向上方策

採用後、職員としての資質向上を支援し、個々の職員の能力向上に努めたい。

13-3 予算の編成と執行の方針と状況

将来の新校舎の建設などの支出に備えて安定的な大学経営に努めている。長期財政計画は、策定していないが、毎年度ごとの予算策定の中で、財政健全化に資する予算編成を行っている。予算の編成及び執行については、予算編成方針、事業計画に基づき編成し、稟議書や経費伺いの回付により、適切に執行している。また、完成年度に達していないが、学年進行とともに、単年度収支や財務比率は改善している。

13-3の自己評価

現在の経営状況は安定しており、今後も継続が見込まれる。

13-3の改善・向上方策

不要な経費支出がないか、継続的にチェックしていきたい。

13-4 学外資金の導入状況

学納金以外の学外資金の導入については、完成年度に達していないため、補助金収入はないが、特定公益増進法人であることの証明書を文部科学省へ申請し取得するなど、学外資金導入に努力している。教職員の給与水準等について、教員においては教授級から助教級、職員においては部局長級から一般職員級まで、現行の給与水準は妥当なものと考えている。退職金、年金、保険制度などについては、中小企業退職金共済や日本私立学校振興共済事業団に加入することにより、整備されている。

13-4の自己評価

学外資金の導入に努力しているが、より積極的導入に努めていきたい。

13-4の改善・向上方策

完成年度以降は、補助金収入の確保に努めたい。

14. 自己評価体制

14-1 自己評価を行うための学内組織

自己点検評価委員会規程を定め、自己評価を行うための学内組織として、自己点検評価委員会が組織されており、自己点検評価実施要項により詳細な評価項目を設定し、実施されている。

14-1 の自己評価

規定の整備、実施体制ともに整備されている。

14-1 の改善・向上方策

点検項目、評価基準について、継続的に充実したい。

14-2 評価をフィードバックするための仕組み

自己点検評価委員会規程に基づき、委員会が取りまとめた上で、年次報告として教授会に報告している。また、ホームページにアップし、広く自己点検評価の結果を公開している。

14-2 の自己評価

評価をフィードバックするための仕組みは整備されている。

14-2 の改善・向上方策

評価をフィードバックするための仕組みは整備されており、継続的な改善に努めたい。